



災害ごみ仮置場受入

災害ごみ仮置場の受け入れについて、八代市水処理センター（八代市新港町3丁目1番地）については、受け入れ期間を延長し、9月30日（火）まで受け入れます。

なお、受け入れにあたり、運転免許証に加え、り災証明書などの確認が必要になります。

◆必要書類

- ・り災証明書・被災証明書（写し可）
- ・り災証明申請書の写し
- ・Logo（ロゴ）フォーム申請完了の画面提示（スマホなど）

◆受け入れ休止日（予定）

- 9月16日（火）、18日（木）、22日（月）、25日（木）、29日（月）

※持ち込むことができるのは、「土砂・がれき類」と「7品目の災害ごみ」です。

※場内での混雑を避けるため、必ず品目ごとに分別し持ち込みください。

■問合せ：循環社会推進課 ☎ 34-1997



屋内消毒液を無料配付

◆対象者

床上・床下浸水などの被害を受けた人（各世帯1本）

◆配布場所

環境課（エコエイトやつしろ）
各支所地域振興課、旧八代市内の各校区のコミセン

◆配布時間

平日8:30~17:00
※土・日・祝日の配布はありません

■問合せ：環境課 ☎ 33-4114



災害サポート・レンタカーの無償貸出受付開始

◆実施期間

9月4日（木）から12月25日（木）

◆貸出対象（市内在住を問わない）

・今回の大雨で被災した人、支援活動を行う団体

◆貸出車両

軽トラック、普通トラック、軽乗用車 各1台
普通自動車 2台（合計5台）

◆貸出期間

最長3日間（実施期間中であれば、何度でも利用可）
※長期貸出は、熊本市内の拠点へ別途申し込みください

◆貸出条件

- ・運転者全員分の運転免許証の提示
申込者以外はコピー・写真可
- ・携帯電話の所有（所有していない場合要相談）
- ・被災・罹災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真などの提示

◆貸出・鍵受渡し窓口

市役所本庁舎3階 危機管理課 9:00~16:00
※平日のみの貸出

完全予約制です。詳しくは市または日本カーシェアリング協会のホームページで確認ください



申込フォーム 日本カーシェアリング協会 市ホームページ
ホームページ

■問合せ：日本カーシェアリング協会

☎ 050-5799-4740

9:30~16:00 ※定休日：水曜日

危機管理課 ☎ 33-4112

事業経営・農林漁業への支援

詳しくは各問合せ先にお尋ねください。

八代市中小企業信用保証料
補給事業（災害対応分）

■問合せ：商工政策課
☎ 33-8513

災害復旧貸付

■問合せ：日本政策金融公庫
八代支店
☎ 32-5195

小規模企業共済災害時貸付

■問合せ：
中小企業基盤整備機構
☎ 050-5541-7171

緊急時短期資金保証制度

■問合せ：
熊本県信用保証協会
☎ 096-375-2000

金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）

■問合せ：市内金融機関
八代商工会議所 ☎ 32-6191
八代市商工会 ☎ 52-8111
熊本県信用保証協会八代支所
☎ 33-2579

農地利用効率化等支援交付金

■問合せ：農林水産政策課
☎ 33-4117

令和7年8月大雨対応
産地緊急支援事業

■問合せ：農業振興課
☎ 33-8751

令和7年8月大雨で被災された市民の皆さんへ 主な支援制度をご紹介します

制度名		り災証明書区分						問合せ先
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
給付	被災者生活再建支援金	基礎支援金	○	○	※原則対象外	※原則対象外		生活援護課 ☎ 33-8722
		加算支援金	○	○	○	※原則対象外		
	災害見舞金		○	○	○	○	○	健康福祉政策課 ☎ 33-4003
	学用品の給与		○	○	○	○	○	※ 学校教育課 ☎ 33-6133
住宅	賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)		○	○	○	○		住宅課 ☎ 33-4122
	浸水住宅修理などに係る相談窓口		○	○	○	○	○	熊本県建築士会 ☎ 096-384-6200 建築指導課 ☎ 33-4750
	被災した損壊家屋などの公費解体		○					循環社会推進課 ☎ 34-1997
	畳替助成事業		○	○	○	○	○	※ 農業振興課 ☎ 33-8751
	住宅の応急修理		○	○	○	○	○	営繕課 ☎ 33-4401
税金・保険料などの減免	個人住民税(市県民税)の減免		○	○	○	○		市民税課 ☎ 33-4107
	国民健康保険税の減免		○	○	○	○		国保ねんきん課 ☎ 33-4113
	固定資産税の減免		○	○	○	○		資産税課 ☎ 33-4108
	国民年金保険料の免除		※	※	※	※	※	国保ねんきん課 ☎ 33-4105 八代年金事務所 ☎ 35-6123
	後期高齢者医療保険料の減免		※	※	※	※	※	国保ねんきん課 ☎ 33-4105 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511
	介護保険料の減免		○	○	○	○		介護保険課 ☎ 32-1175
	介護サービス利用料の減免		○	○	○	○		介護保険課 ☎ 33-4145
	自動車税種別割の減免 / (軽)自動車税環境性能割の免除については、熊本県自動車税事務所にお尋ねください。							熊本県 自動車税事務所 ☎ 096-368-4020

※個別に担当課へ問合せください。

給付

被災者生活再建支援金

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

◆支給対象世帯：全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯

◆申請期間：基礎支援金 災害発生日から13ヵ月以内

加算支援金 災害発生日から37ヵ月以内

※制度の詳細内容は、生活援護課窓口または市ホームページで確認ください。



■問合せ：生活援護課 ☎ 33-8722

災害見舞金

◆対象者および支給額

①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の

「り災証明」を受けた世帯 3万円

②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯 10万円

※いずれも、本市にある住家で被害を受けた時に本市に住民票がある人に限ります。



■問合せ：健康福祉政策課 ☎ 33-4003

学用品の給付

◆対象者

令和7年8月大雨による被害で、就学上支障のある児童生徒

◆対象品目

①教科書及び正規の教材

②文房具、通学用品

【限度額】 教科書および正規の教材 実費

文房具、通学用品 小学校児童 5,500円以内

中学校生徒 5,800円以内

【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※児童生徒一人につき1回

■問合せ：学校教育課 ☎ 33-6133

畳替助成事業

八代市産の畳表を使用した畳替(新調)に対して、補助します。

◆対象者

- ・市内在住者で、床上浸水で畳が被害を受けり災証明書の交付を受けている人
- ※写真などが必要な場合もあります。
- ・市税の滞納がない人



◆補助率

9割(上限:13,000円/1畳) ※消費税は対象外
 ※枚数の上限はありません。
 ※被災後に助成券(1畳1,000円助成)を使用された人は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。

◆対象期間 8月11日(月)～令和8年3月31日(火)

◆注意事項

- ・八代市産の畳表を使用すること。(QRコードタグを添付)
- ・災害救助法に基づく救助(住宅の応急修理)で、畳が対象となっていないこと。

◆申請場所 農業振興課 または 各支所産業建設課

■問合せ:農業振興課 ☎ 33-8751

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるように支援します。

◆修理の範囲

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位

◆対象

全壊、大・中規模半壊、半壊、準半壊

◆対象・限度額



被害認定	限度額
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり最大73万9千円
準半壊	一世帯あたり最大35万8千円

◆注意事項

- ・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。(スマートフォンで撮影した写真可)
- ・「半壊」以上と判定された人で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。
- ・自分自身で修理を行った場合、修理業者に支払を完了してしまった場合は対象となりません。
- ・借家の場合は、条件が厳しくなっています。
- ・事前に要相談

■問合せ:営繕課 ☎ 33-4401

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)

◆条件

- ・り災証明書(半壊以上)で自宅に住むことができない人
- ・賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること

1人世帯	5.5万円以下
2人世帯	6.5万円以下
3人～4人世帯	8.5万円以下
5人以上の世帯	13万円以下



◆入居期間 最長2年間

- ・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。
- ・駐車場代、水道、光熱水費などは入居者の負担となります。

■問合せ:住宅課 ☎ 33-4122

浸水住宅修理などに係る相談窓口

◆対象者

令和7年8月大雨により住家などが被災された人

◆開設場所・日時

【龍峯コミセン 1階研修室】

開設曜日:9月10日(水)から毎週水曜日

開設時間:13:00～16:00

【千丁コミセン 1階ロビー】

開設日:9月12日(金)から毎週金曜日

開設時間:13:00～16:00

※直接相談できない場合は、下記まで連絡ください。

■問合せ:熊本県建築士会 毎週月水金(祝日除く)13:00～16:00

☎096-384-6200 096-384-6202

■問合せ:建築指導課 ☎ 33-4750



被災した損壊家屋などの公費解体

建物の解体・撤去費用を、市町村が所有者に代わって解体工事と費用を負担する制度です。

◆対象

全壊と判定された家屋

※建物などの所有者からの申請が必要です。

◆申請受付開始日

10月を予定 ※申請には予約が必要です。

◆申請書類

申請書、り災証明書(全壊)、建物見取り図、写真、登記事項証明書、各種同意書 など

■問合せ:循環社会推進課 ☎ 34-1997

税金・保険料などの減免

固定資産税の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税を減免します。

資産区分	損害の程度	減免の割合
家屋	全壊のとき	全部
	大規模半壊のとき	10分の6
	中規模半壊・半壊のとき	10分の4

家屋の損害において必要な申請書類

(1) 住家の場合

減免申請書、り災証明書(写し可)

(2) 住家以外の場合

減免申請書、被害状況が分かる写真、家屋本体の修理に要する見積書または領収書

資産区分	損害の程度	減免の割合
土地	当該土地の面積の8/10以上	全部
	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8
	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6
	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4

土地の損害において必要な申請書類

減免申請書、被害状況がわかる写真

資産区分	損害の程度	減免の割合
償却資産	全壊、流失、埋没などによる除却	全部
	6/10以上	10分の8
	4/10以上6/10未満	10分の6
	2/10以上4/10未満	10分の4

償却資産の損害において必要な申請書類

減免申請書、被害状況が分かる写真、償却資産の修理に要する見積書または領収書、償却資産申告書の控え
(共通)

◆対象者：令和7年8月大雨で、固定資産に被害を受けた納税義務者

◆受付期限：令和8年3月31日(火)

◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*

各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：資産税課 ☎ 33-4108

国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。

◆対象者：国民年金第1号被保険者で上記に該当する人など
※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課、または八代年金事務所へお問い合わせください。

■問合せ：国保ねんきん課 ☎ 33-4105
八代年金事務所 ☎ 35-6123

個人住民税(市県民税)の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する場合、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の個人住民税(市県民税)を減免します。

〈制度内容〉

事由	減額・免除措置の割合
死亡した場合	全部
障がい者となった場合	10分の9

損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例

令和6年中の 合計所得金額	減額・免除措置の割合			
	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき
500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1

◆対象者：令和7年8月大雨で、居住または所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者

◆受付期限：令和8年3月31日(火)

◆必要書類：減免申請書、り災証明書(写し可)

◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*

各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

※納税義務者の所有する住宅または家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例もあります。詳しくは担当課へ問い合わせください。

■問合せ：市民税課 ☎ 33-4107

国民健康保険税の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1

※損害の程度…り災証明書の被害程度で判定

◆対象者：令和7年8月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯

◆申請に必要な書類：減免申請書 り災証明書(写し可)

◆申請期限：令和8年3月31日(火)

◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*

各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課 ☎ 33-4113

税金・保険料などの減免

介護サービス利用料の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき
120万円未満	100分の100	100分の97
120万円以上	100分の97	100分の95

※損害の程度…り災証明書の被害程度で判定

- ◆対象者：令和7年8月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた介護保険サービス利用者
- ◆申請に必要な書類：減免申請書 り災証明書(写し可)
- ◆申請期限：令和8年3月31日(火)
- ◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課 ☎ 33-4145

*市役所本庁舎2階 会議室F…エスカレーター上がって正面右

災害ボランティアの派遣依頼 ボランティアの募集

◆災害ボランティア派遣を希望される人

支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬など

支援の受付：八代市災害ボランティアセンター

☎ 080-5706-3112 または

090-9648-7651 (9:00~16:00)

◆災害ボランティア活動への参加を希望される人

- ・災害ボランティアセンターホームページまたはfacebook(フェイスブック)で申し込みください。



■問合せ：八代市社会福祉協議会

☎ 62-8228 (9:00~16:00)

被災者支援に関する各種制度(一覧表)

被災者の皆さまに対する支援メニュー一覧表をまとめました。支援の追加や内容の変更があり次第、随時更新していきます。



後期高齢者医療保険料の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年(12か月)分の後期高齢者医療保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度	
	全壊(流出を含む)・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・ 床上浸水(準半壊を含む)・半焼
	10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え 750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え 1,000万円以下	4分の1	8分の1

※損害の程度…り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定

- ◆対象者：令和7年8月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者
- ◆申請書類：減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書(写し可)、損害補填額の分かるもの(写し可)または申立書(損害補填額がない場合)、確定申告書または前年中の所得がわかる書類(写し可)
- ◆申請期限：令和8年9月30日(水)
- ◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課 ☎ 33-4490
熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511

介護保険料の減免

令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1

※損害の程度…り災証明書の被害程度で判定

- ◆対象者：令和7年8月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者
- ◆申請に必要な書類：減免申請書 り災証明書(写し可)
- ◆申請期限：令和8年3月31日(火)
- ◆受付場所：市役所本庁舎2階 会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課 ☎ 32-1175